

令和2年 第6回

甲斐市農業委員会議事録

令和2年6月25日

1 日 時 令和2年6月25日(水) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 4番 大木 久士 委員

5 議事録署名委員 8番 雨宮 行比古 委員、9番 齋藤 一明 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時49分

【事務局長】

それでは定刻となりましたので、令和2年第6回の総会を始めさせていただきます。

始めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

初めに内藤副会長より開会のことばをお願い致します。

【内藤副会長】

(あいさつ)

それでは令和2年第6回の甲斐市農業委員会の総会を開催します。よろしくお願ひ致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番雨宮委員と9番齋藤委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を行います。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

	<p>【議長】 異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>
<p>(日程第3議事) (報告第12号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【議長】</p>	<p>議事に移ります。 報告第12号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。 事務局に番号4番、5番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。 それでは資料1ページをお願いします。 農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。</p> <p>はじめに番号4番、地図は1ページをお願いします。 ●●番地、面積518㎡を、●●さんが宅地分譲2区画にするための届出が出ております。</p> <p>続きまして、番号5番、地図は2ページをお願いします。 ●●番地、面積464㎡を、●●さんが貸駐車場にするための届出が出ています。 説明は以上になります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略致します。 質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>
<p>(報告第13号)</p> <p>【議長】</p>	<p>次に報告第13号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。</p>

事務局に番号 16 番及び 18 番～22 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分を致しましたので報告します。

番号 16 番、地図は 3 ページでございます。

●●番地他 2 筆、合計 1,674 m²を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 7 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 18 番、地図は 4 ページになります。

●●番地、面積 409 m²を、●●さんが、●●さんに使用貸借により、共同住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 19 番、地図は 5 ページになります。

●●番地、面積 678 m²を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 3 区画にするための届出が出ています。

続きまして、資料 3 ページをお願いします。番号 20 番、地図は 6 ページになります。

●●番地、面積 574 m²他 3 筆、合計で 1,303 m²を、●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 311 m²を、●●さん他 1 名が、合計で 1,614 m²になります。●●さんに所有権移転により、宅地分譲 6 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 21 番、地図は 7 ページをお願いします。

●●番地他 1 筆、合計 782 m²を、●●さんが、●●さんに、所有権移転により、宅地分譲 4 区画にするための届出が出ています。

続きまして、4 ページをお願いします。番号 22 番、地図は 8 ページになります。

●●番地、面積 809 m²を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、介護施設にするための届出が出ています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 23 号)

【議長】 次に議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に番号 12 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料 5 ページをお願いします。番号 12 番、地図は 9 ページ～13 ページになります。

●●番地他、合計で 13 筆 4,075 m²を、県外の方になりますが●●県の●●さんが、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 15,010 m²、本市の他に●●市、●●市、●●市、●●市に土地を所有しております。ここでは柿の作付けを予定しております。写真は字●●が北側と東側から、字●●が南側から、字●●が南西側から、字●●が西側と南西側から、字●●が西側から撮影したものです。

説明は以上になります。

【議長】 次に現地調査の報告につきまして 2 番柵津委員にお願い致します。

【柵津委員】 はい、2 番柵津です。

過日 18 日に事務局、会長、高橋推進委員さんと現場を見て来ました。現場の地面とか水路とか直接という訳ではないですが、3 条による太陽光発電ということに対して、自分としては何ら問題はないとは言い難く、皆さんの慎重なる審議をお願いします。

【議長】 続きまして、8 番雨宮委員をお願いします。

【雨宮委員】 はい、雨宮です。

先程、柵津委員から説明があったわけですが、柵津委員が見た後、私

の方で別の場所を見たわけですが、これについてはかなり疑問点があるのですが、基本的に農地法に違反していなくて、抵触しないのであれば反対という訳にはいきませんが、疑問点は確かにありますので、皆さんの参考になるかと思っておりますので、その疑問点をお話ししたいと思います。

一番目に全体で4,075㎡、4反歩くらいありますけど、小さい面積や形状の悪い所が点在しているんです。そこを農業生産法人がそういう小さな土地を耕作できるのか、選んで耕作するのか疑問なのですが、多分これは●●県の●●さんという方が管理できないから、農業生産法人にお願いして、小さい所も形状の悪い所も条件の悪い所も耕作してもらうというように、良く解釈すればそうに取れるのであろうと思いますが、農業生産法人がやるのには疑問点があります。

あと一つとして、●●は農業生産法人なのですが、今年の2月、皆さん覚えているかもしれませんが、農業委員会の総会で、(営農型)太陽光発電の関係で申請が出まして承認された訳ですが、●●と●●は代表者は同じで、太陽光発電を行う会社で、3条で取得して太陽光発電を設置していくということも考えられるので、その辺も考えると、農地が点在している中で、そういった施設を作っていくということを考えると周辺の農地への影響がどれだけあるのかということも心配されるという訳でございますので、その辺も農水省で農地へ太陽光発電の設置は許可になっている訳ですが、疑問点として残るといふふうに私としても思いました。

これは反対という訳にはいかないのでしょうか、疑問点が残りますので、皆様の参考にしていただきたいなと思っております。以上です。

【議長】 続きまして、推進委員に意見を求めます。最初に高橋推進委員にお願いします。

【高橋推進委員】 推進委員の高橋です。
現地調査に行きまして見たのですが、法的に問題はない所と思いますが、後の管理ですか、太陽光ということが疑問ですが、市としてはどのように考えているのでしょうか。以上です

【議長】 続いて、荒川推進委員に意見を求めます。

【荒川推進委員】 推進委員の荒川です。
先程、雨宮委員がおっしゃったように私もすごく感じるので、ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 意見が出されておりますので事務局お願いします。

【事務局】 はい、議長。

現段階では営農型太陽光発電の申請はありませんが、設置の場合、皆さんご存じのとおり、建てる支柱の部分だけ一時転用で申請があがってきます。営農型太陽光を設置した後は何を作るのかということを計画を出してもらうこととなります。毎年耕作をしているかどうかを県へ報告します。耕作をしていない、太陽光が設置されているのみであれば、指導の対象となります。更にそれが続きますと、一時転用の部分は更新の許可をしないということとなります。営農型太陽光ですので、下は草を刈り、耕作をしてもらうということが前提です。

あと営農型の申請が出た場合ですが、周りの農地に影響があるかどうかということは審査の対象となります。隣接耕作者の同意も求めます。

【議長】 皆さんから意見を求めます。

【山本（重）

委員】

議長。

今回の議案に関しては3条の申請ですので、今の議論は別だと思えます。3条ですので、農地を耕作の用に供せるということで申請が出ているので、農業委員会とすれば、物を作ってくれるよ（耕作してくれる）ということで今回の議案が出ていて承認していくので、その後控えているソーラーシェアリングの話は、一転ですので3年間の中で生産がなかった場合ですが、それは当然（更新の）許可ができないのではないかと思います。あくまでもソーラーシェアリングであれば通常の生産の8割を確保することができなければ、シェアリングはできないはずですので、その辺は今後検証していかなければいけないと思います。

今回は3条でありますので、3条の有償移転に関して考えるべきで、止めることは難しいですが、今後4条の一転があるのかと思いますが、その時は再度議論をしていかなければならないと思います。

【議長】 ありがとうございました。

今、山本委員がまとめていただいた形になりますが、周辺で●●が営農型をやっていますが、先を見据えた懸念はありますが、本日の3条の案件につきましては、特に異議がなければと思いますが、いかがでしょうか。

太陽光発電の申請があった場合に改めて、皆さんが懸念していること

も含めて検討するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】 それでは、番号 12 番につきまして許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしということで、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号 13 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 6 ページをお願いします。番号 13 番、地図は 14 ページになります。

●●番地他、合計 4 筆 1,757 m²を、●●さんが、●●さんに無償移転により贈与のための許可申請が出ています。申請地で水稲の作付けを予定しております。写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして 8 番雨宮委員にお願い致します。

【雨宮委員】 はい、8 番雨宮です。

これも 6 月の 18 日に現地調査をしました。現在この地区につきましては圃場整備を実施して、2 年目になっています。ちゃんと耕作している土地でありまして問題はないと思います。

【議長】 次に荒川推進委員に意見を求めます。

【荒川推進委員】 推進委員の荒川です。

18 日に一緒にまわりまして、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 13 番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続いて、事務局に番号 14 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 14 番をお願いします。地図は 15 ページになります。

●●番地、面積 209 m²を、●●さんが、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。申請地で柿の作付けを予定しております。

先月、隣接地、地図でいいますと北西側の細長い土地が同じ譲渡人、譲受人の 3 条申請が許可になっておりますが、今回は当該地は接続する道もないということで、先月の隣接農地と一体利用するという話でまとまったと聞いております。写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 次に現地調査の報告につきまして 15 番小宮山委員にお願い致します。

【小宮山（敏）

委員】

15 番小宮山です。

今、事務局から報告がありましたとおり、先月の隣接地を 3 条の有償で●●さんから●●さんに所有権移転をした訳ですが、今回は奥の方なんです、入る道がありませんので、同一の●●さんに売却すると話を伺っております。●●さんはたくさん農業をやっておられるので、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長】 次に内藤推進委員に意見を求めます。

【内藤推進委員】

推進委員の内藤です。

今、小宮山農業委員さんが言いましたように別に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- (なしの声)
- 【議長】 質問がないようですので、番号 14 番を許可することに異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。
- 続きまして、事務局に番号 15 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
資料の 7 ページをお願いします。番号 15 番、地図は 16 ページをお願いします。
- 番地他、次のページ、8 ページ中程、合計で 13 筆 6,187.07 m²を、●●さんが、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。申請地で梅、柿、ウドの作付けを予定しています。写真は西側及び北側から撮影したものです。
- 説明は以上です
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして 16 番小宮山委員にお願いを致します。
- 【小宮山（賢）委員】 16 番小宮山でございます。
18 日に会長、推進委員さん、事務局共々現地調査を行いました。調査の結果につきまして、何ら問題はないと考えておりますが、皆様のご審議をお願いします。
- 【議長】 次に雨宮推進委員に意見を求めます。
- 【雨宮推進委員】 はい、雨宮です。
小宮山委員の言うとおりの問題はないと思われま。ご審議の程お願い致します。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 15 番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして、事務局に番号 16 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 16 番をお願いします。地図は 17 ページになります。

●●番地、面積 501 m²を、●●さんが、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。申請地で野菜の作付けを予定しています。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして 16 番小宮山委員にお願いを致します。

【小宮山（賢）

委員】 はい、小宮山です。
先程申し上げましたとおり、18 日に現地調査を行いました。内容につきましても事務局から説明があったとおりです。譲受人につきましてもはかなり積極的に農業をやっています。何ら問題はないと考えております。以上です。

【議長】 次に雨宮推進委員に意見を求めます。

【雨宮推進委員】 はい、雨宮です。

小宮山委員の言うとおりの問題はないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 16 番を許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第 24 号)

(議案第 25 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第 24 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 9 ページをお願いします。番号 5 番、地図は 18 ページをお願いします。

●●番地他 2 筆で合計 1,861 m²を、●●さんが、長屋住宅 2 棟にするための許可申請が出ています。

申請地は用途区域内で、集落接続があり第 3 種農地と判断することができます。長屋住宅 2 棟の計画で、建築面積は 262 m²、250 m²で、給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。写真は東側から撮影したものです。

この案件につきましては、議案第 25 号、5 条の申請、番号 31 番と関連がありますので、併せての審議をお願いします。

【議長】 事務局の説明がありましたとおり、この案件につきましては議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の許可申請の番号 31 番と関連がありますので、併せて審議することに致します。

【事務局】 はい、議長。

資料の 11 ページをお願いします。番号 31 番、地図は 23 ページをご覧ください。

●●番地、面積が 24 m²を、●●さんが、●●さん他 2 名に所有権移転により宅地拡張の許可申請が出ています。

用途区域内で、集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。申請地につきましては、平成 15 年から庭の一部として使用されて

おり、経過理由書の添付があります。譲受人は●●さんの妹とその子で
あります。写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 現地調査の報告につきましては、大木委員がするところですが、体調
不良ということで欠席をしております。私の方から報告をさせていただきます。

写真を見ていただくと、生垣部分が番号 31 番ということになります。
また（農地法第 4 条許可申請の）番号 5 番も宅地の申請がありまして、
集落に接続しており、排水等の関係も問題はないということで、判断を
致しました。皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

それでは続いて石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。

今村会長の報告のとおり問題はないと思っております。2 件とも問題
はないと思えます。皆さんのご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声）

【議長】 質問がないようですので、議案第 24 号、農地法第 4 条第 1 項による
許可申請の 5 番と、農地法第 5 条第 1 項による許可申請の 31 番を許可
相当とすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。

（議案第 25 号）

【議長】 続きまして、事務局に議案第 27 号の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 10 ページをお願いします。番号 27 番、地図は 19 ページにな

ります。

●●番地、面積 534 m²を、●●さんが、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第3種農地と判断することができます。建築面積は 173 m²、給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。写真は北西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局が終わりました。次に現地調査の報告を1番花田委員にお願いを致します。

【花田委員】 はい。

去る 18 日に会長、推進委員さんと調査を致しました。場所は●●の北側で、見てのとおり住宅街の一角ということで、何ら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に石川推進委員に意見を求めます。

【輿石推進委員】 推進委員の輿石です。

花田委員の言うとおり問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 27 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 28 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

続きまして、番号 28 番をお願いします。地図は 20 ページをお願いします

ます。

●●番地、面積 112 m²を、●●さんが、●●さんに所有権移転により宅地拡張のための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第3種農地と判断することができます。自家用車3台の駐車場と庭を整備の計画で、碎石で雨水は自然浸透の予定です。以前、●●さんは●●さんから近くの土地を駐車場として借りておりましたが、今回、所有移転となっております。写真は南東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 この案件につきましても、大木委員の担当ですが、私の方から報告をさせていただきます。

この写真の前の写真。ここは宅地開発が予定されておりまして、道路ができるということで、申請人の住居につながるところが駐車場ということで、特に問題はないと考えております。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。

今村会長の報告のとおり何ら問題はないと考えております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 28 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて事務局に番号 29 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 29 番をお願いします。地図は 21 ページになります。

●●番地、面積 336 m²を、●●さんが、●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第 3 種農地と判断することができます。建築面積は 57.9 m²、給水は南側の上水道本管、排水は合併浄化槽を経由して隣接水路に接続予定です。

この申請地は昨年 6 月、●●さんが 4 条で自己用住宅の許可を受けておりましたが返戻し、娘の夫名義の住宅建築の申請となりました。

写真は南東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして 7 番矢崎委員にお願いを致します。

【矢崎委員】 7 番の矢崎です。

18 日に会長はじめ、事務局と高山推進委員と現地を見たのですが、昨年見た時とほぼ同じ状態なので、問題ないかと思います。

●●さんの自宅を本来ここへ移す予定だったのを、娘さんの嫁ぎ先、婿さんの方でこちらに住みたいということで、今回の申請になったと聞いております。元々（住宅の）予定だった所ですので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 次に高山推進委員に意見を求めます。

【高山推進委員】 はい、推進委員の高山です。

矢崎委員と同じく問題はないと思いますので、ご審議をよろしく願います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 29 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて、事務局に番号 30 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 30 番をお願いします。地図は 22 ページになります。

●●番地、面積 383 m²を、●●さんが、●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第 3 種農地と判断することができます。建築面積は 58.7 m²、給水は北東側の上水道本管、排水は合併浄化槽を経由して隣接水路に接続予定です。申請人は実の親子になります。写真は手前が農業用倉庫になりますが、北側から撮影をしたものです。

説明は以上になります。

【議長】 次に現地調査の報告を 11 番中澤委員にお願いを致します。

【中澤委員】 はい、11 番中澤です。

今月の 18 日に事務局、会長、推進委員の保坂さんと現地調査に行ってきました。周りは住宅でほぼ真ん中でございます。何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 続いて、保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。

中澤農業委員の言うとおりの問題はないと思います。よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 30 番を許可相当とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 26 号)

【議長】 次の案件に移ります。
議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 37 番～41 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 12 ページをお願いします。番号 37 番、地図は 24 ページになります。

●●番地、954 m²を、●●さんが、●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 9,434 円で、ネギの作付けを予定しています。

続きまして、番号 38 番、地図は 25 ページになります。

●●番地、面積 1,278 m²を、●●さんが、●●さんに畑を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 7,825 円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 39 番、地図は 26 ページになります。

●●番地、956 m²を、●●さんが、●●さんに田を 2 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 18,410 円で、水稻の作付けを予定しています。

続きまして、番号 40 番、地図は 27 ページになります。

●●番地、面積 508 m²を、●●さんが、●●さんに田を 2 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 9,843 円で、水稻及びサトイモの作付けを予定しています。

続きまして、番号 41 番、地図は 28 ページになります。

●●番地他 1 筆、合計で 2,108 m²を、●●さんが、●●さんに田を 2 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 23,719 円で、水稲及びサトイモ等の作付けを予定しています。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明が終わりました。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方いらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 37 番～41 番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして第 6 回の総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

午後 3 時 49 分 閉会